

=目次=

## 第1章 総則

### 第1節 目的等

### 第2節 管理権原者及び統括防火管理者等の責務等

## 第2章 予防管理対策

### 第1節 火災予防上の点検、検査

### 第2節 火災予防措置

### 第3節 工事中の安全対策

### 第4節 放火防止対策

## 第3章 自衛消防活動

## 第4章 地震対策

### 第1節 地震事前措置

### 第2節 地震時の活動

### 第3節 地震後の報告

## 第5章 防災教育及び自衛消防訓練

## 第6章 全体についての防火管理業務の一部委託

## 附則

### 別表1 管理権原者の権原の範囲

### 別表2 自衛消防隊の編成と任務（本部隊）

### 別表3 防火対象物全体についての防火管理業務の委託状況表

### 別図1 建物平面図（※各事業所管理権原の範囲を明記）

### 別図2 避難経路図（※災害時指定避難所等までの避難経路を明記）

**コメントの追加 [s2]:** 防火管理業務を一部委託している場合のみ。  
委託をしていなければ、削除してください。  
防火管理業務の一部委託とは～常駐、遠隔移報方式などによる現場確認、初期消火、避難誘導、通報などを警備会社などに委託することです。  
なお、防犯のための監視などは、防火管理業務の一部委託には該当しません。

**コメントの追加 [s3]:** 上記第6章に記載のとおり、防火管理業務を一部委託している場合のみ記載。委託をしていなければ、削除してください。  
防火管理業務の一部委託とは～常駐、遠隔移報方式などによる現場確認、初期消火、避難誘導、通報などを警備会社などに委託することです。  
なお、防犯のための監視などは、防火管理業務の一部委託には該当しません。

**コメントの追加 [s4]:** 別図1を作成してください。  
平面図上に各事業所の管理権原の範囲が分かるように明記してください。

**コメントの追加 [s5]:** 指定緊急避難場所または指定避難所までの避難経路図を地図上に矢印などで記入してください。  
小樽市指定避難所等一覧は、小樽市のホームページで防災をご確認ください。

# 〇〇ビル 全体についての消防計画

## 第1章 総則

### 第1節 目的等

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条の2第1項の規定に基づき、〇〇ビル(以下「当所」という。)の全体についての防火管理について必要な事項を定め、火災の予防及び火災、地震その他の災害から人命の安全確保及び被害の軽減を図ることを目的とする。

コメントの追加 [s6]: 建物の名称を記載してください。

(適用範囲)

第2条 この計画の適用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 当所に勤務し、出入りする全ての者
  - (2) 防火管理業務の一部を受託している者
- 2 各事業所の管理権原の及ぶ範囲は、別図1に明示する部分とする。

コメントの追加 [s7]: 防火管理業務を一部委託している場合のみ。委託をしていなければ、削除してください。防火管理業務の一部委託とは～常駐、遠隔移報方式などによる現場確認、初期消火、避難誘導、通報などを警備会社などに委託することです。なお、防犯のための監視などは、防火管理業務の一部委託には該当しません。

### 第2節 管理権原者及び統括防火管理者等の責務等

(管理権原者の責務)

第3条 管理権原者は、各々の管理権原の及ぶ範囲において、防火管理に係る全ての責任を持ち、次の業務を行うものとする。

なお、当所を構成する管理権原者は別表1のとおりとする。

- (1) 各々が選任した防火管理者の作成する消防計画に基づき、当該防火管理者に防火管理上必要な業務を実施させる。
- (2) 統括防火管理者が防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行できるように必要な権限を付与する。

(統括防火管理者の選任)

第4条 消防法第8条の2第1項に基づく統括防火管理者は、管理権原者の協議により、消防法施行令第4条に規定する必要な資格を有する者の中から選任し、管理権原者のうち主要な者が届出するものとする。

(統括防火管理者の権限と責務)

第5条 統括防火管理者は、次の権限及び責務を有し、必要に応じて各管理権原者の指示を求めながら、防火対象物全体についての防火管理業務を円滑に推進するものとする。

- (1) 防火対象物全体についての消防計画の作成、変更及び届出に関すること。
  - (2) 各事業所の防火管理者に対する指導、指示及び必要な報告に関すること。
  - (3) 防火対象物全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
  - (4) 防火対象物の廊下、階段、避難口等の避難上必要な施設の管理に関すること。
  - (5) 火気使用の制限及び禁止に関すること。
  - (6) その他防火対象物全体についての防火管理上必要な業務に関すること。
- 2 統括防火管理者は、防火管理者からの報告に基づき調査を行い、必要な事項については消防機関へ届出又は連絡を行うとともに、防火管理者に対し、火災予防上必要な措置を講じるよう指示することができる。
- 3 統括防火管理者は、作成又は変更した当該計画の内容を防火管理者に周知する。

(各事業所の防火管理者の責務)

第6条 各事業所の防火管理者は、統括防火管理者の指示を遵守するとともに、次に掲げる防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告又は承認を受けること。

- (1) 防火管理者の選任又は解任
  - (2) 事業所の消防計画の作成又は変更
  - (3) 消防用設備等の法定点検の実施及び結果
  - (4) 建物等の定期検査の実施及び結果
  - (5) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥及び改修
  - (6) 火気使用設備器具又は電気設備の新設、移設、改修等
  - (7) 臨時の火気の使用
  - (8) 大量の可燃物の搬入及び危険物の貯蔵・取扱い
  - (9) 用途の変更
  - (10) 避難通路等の変更
  - (11) 内装改修又は改築等の工事
  - (12) 催物の開催
  - (13) 各事業所の消防計画に定める消防機関への報告及び届出
  - (14) 各事業所の消防計画に定める訓練の実施
  - (15) 防火管理業務の一部委託又は防火管理者の業務の外部委託
  - (16) 消防機関が行う検査等の実施及び結果
  - (17) 統括防火管理者から指示された事項の履行
  - (18) その他火災予防上必要な事項
- 2 各事業所の防火管理者は、統括防火管理者が作成する全体についての消防計画に適合するように、事業所の消防計画を作成すること。
- 3 各事業所の防火管理者は、相互の連携を保ち、協力して防火管理業務を行わなければならない。
- 4 各事業所の防火管理者は、事業所の階ごとの避難経路図を作成し、掲出すること。

## 第2章 予防管理対策

### 第1節 火災予防上の点検、検査

(点検の実施)

第7条 消防用設備等、建物等の点検は、次により行うものとする。

- (1) 消防用設備等の法定点検
  - ア 消防用設備等の法定点検は、ビル所有者の責任により行う。
  - イ 点検を実施する場合は、各事業所の防火管理者等が立ち会う。
- (2) 消防用設備等の自主点検
  - ア 消防用設備等の自主点検は法定点検の合間に行うものとし、実施方法、時期等は各事業所の消防計画により行う。
  - イ 共用部分については、ビル所有者の責任により行い、各事業所の占有部分は各事業所の責任により行う。
- (3) 建物等の点検等
  - ア 建物の定期検査は、ビル所有者の責任により行う。
  - イ 建物、火気設備器具、避難施設、防火設備等の自主点検は、共用部分については、ビル所有者の責任により行い、各事業所の占有部分は各事業所の責任により行う。
  - ウ 自主点検の実施方法、時期等は各事業所の計画により行う。

コメントの追加 [s8]: 管理について権原を有する人の責任において点検を実施します。管理について権原を有する者とは・・・所有者、管理者、占有者のことを言います。

コメントの追加 [s9]: 共有部分の消防用設備等の自主点検は、基本的には建物全体の所有者や統括防火管理者の責任により実施します。

コメントの追加 [s10]: 建物の定期検査は、基本的には建物全体の所有者や統括防火管理者の責任により実施します。

コメントの追加 [s11]: (2)と同様です。

(防火管理維持台帳の作成、整備及び保管)

第8条 各事業所の管理権原者は、前条で点検した結果及び防火管理業務に必要な書類等

を取りまとめて、各々の消防計画の規定に従い、整備及び保管するものとする。

#### (不備欠陥箇所の改修)

**第9条** 前第7条に規定する点検等で発見された不備欠陥箇所の改修等は、同条の責任範囲により各事業所の管理権原者が行う。

また、不備欠陥箇所の改修等に期間を要する場合、当該事業所の防火管理者は、改修計画を樹立し、改修を行う。

### 第2節 火災予防措置

#### (従業員等の遵守事項)

**第10条** 当所に勤務し又は出入りする者に対する火気の使用、避難施設の維持管理等に関する遵守事項については、各事業所の消防計画に定めるところによる。

2 統括防火管理者は、避難施設等に避難の支障となる物件を存置している状態を是正しようとし、当該物件を撤去するよう指示することができる。

### 第3節 工事中の安全対策

#### (工事中の安全対策)

**第11条** 統括防火管理者は、複数の事業所にわたる増築、模様替え等の工事が行われる場合、当該工事を行う各事業所の防火管理者と協力して「工事中の消防計画」を作成する。

### 第4節 放火防止対策

#### (放火防止対策)

**第12条** 放火防止対策は、各事業所の消防計画に定めるほか、統括防火管理者は、次の対策を推進する。

- (1) 当所の敷地内における不要な可燃物の除去
- (2) 物置、空き室、ゴミ集積所等における施錠管理の徹底
- (3) 挙動不審者の監視
- (4) その他必要な事項

## 第3章 自衛消防活動

#### (自衛消防隊)

**第13条** 火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、次により自衛消防隊を設置する。

##### (1) 本部隊

本部隊は、指揮、初期消火、通報連絡、避難誘導、安全防護及び応急救護の各班を設け、〇〇ビルの自衛消防隊をこれに充てる。

##### (2) 地区隊

地区隊は、各事業所の管理権原者の権原の及ぶ範囲において各事業所の消防計画に定める自衛消防隊をもってこれに充てる。

2 本部隊の組織及び任務は、別表2によるものとする。

#### (自衛消防隊の活動範囲)

**第14条** 自衛消防隊の活動範囲は、当所の管理範囲内とする。

2 隣接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、自衛消防隊長の判断に基づき当所に設置されている消火設備を有効に活用する。

#### (自衛消防隊の装備)

コメントの追加 [s12]: 別表2の内容です。

第15条 本部隊の自衛消防活動等に必要な装備等は、統括防火管理者が整備及び維持管理に努めるものとし、管理室に保管する。

コメントの追加 [s13]: 保管場所を指定してください。

コメントの追加 [s14]: 備える装備品を記載してください。

2 本部隊の装備品は、次による。

ア	消火器	1本
イ	ロープ	2本
ウ	携帯用拡声器	1個
エ	ヘルメット	5個
オ	軍手	5双
カ	懐中電灯	3個
キ	医薬品	3式
ク	携帯用ラジオ	2台

3 地区隊の装備品及びその維持管理は、各事業所の消防計画による。

#### (火災発生時の自衛消防隊の活動)

第16条 自衛消防隊の活動は、次によるものとする。

- (1) 本部隊と地区隊は、相互に連絡、協力して火災に対処する。
- (2) 本部隊の活動は、当所の全ての地区の火災等に対応するものとし、当該地区隊の各隊員と協力して、災害活動に当たる。
- (3) 地区隊の活動は、火災等の災害が発生した地区において、当該地区隊長の指揮のもとに地区隊が中心となり初動措置を講じるものとし、その活動方法は、各事業所の消防計画に定める。
- (4) 火災等の発生した地区以外の地区隊の活動は、地区隊長の命令により活動を行う。
- (5) 消防隊が到着したときは、自衛消防隊長又は地区隊長が当所の構造、火災の延焼状況及び逃げ遅れの有無その他必要な情報を提供するとともに、出火場所への誘導を行う。

#### (休日、夜間等における自衛消防活動)

第17条 休日、夜間等における自衛消防組織は、前条で定める編成にとらわれることなく、在館する隊員が次の初動措置を行う。

- (1) 通報連絡  
火災が発生したときは、直ちに消防機関に通報するとともに、建物内にいる者に火災の発生を知らせること。
- (2) 初期消火  
消火器等の消火設備を有効に活用し、適切な初期消火を行うとともに、防火戸などの閉鎖を行うこと。
- (3) 避難誘導  
入館者がある場合は、非常放送設備や拡声器などを使用して火災の発生を知らせ、火災発生場所、避難方向等を周知すること。
- (4) 消防隊への情報提供等  
消防隊に対し、火災発見の状況、延焼情報その他必要な情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行うこと。
- (5) 関係者への連絡  
緊急連絡網により、管理権原者、自衛消防隊長、防火管理者等の関係者に急報すること。

## 第4章 地震対策

### 第1節 地震事前措置

(地震事前措置)

第18条 建物全体における地震に備えての予防措置は次によるものとする。

- (1) 統括防火管理者は、建築物全体における地震に備えての予防措置として、建築物及び建築物に付随する施設物（看板、装飾塔等）の倒壊、転倒、落下防止の措置状況を把握し、必要に応じて補強等の措置を講じる。
- (2) 各事業所の防火管理者は、地震による被害を未然に防止するために行う必要な措置について、各事業所の消防計画に定める。

#### 第2節 地震時の活動

##### （地震時の活動）

第19条 震災時の活動は、第13条による自衛消防隊の活動のほか、次によるものとする。

- (1) 各事業所の防火管理者は、情報収集、初期救助、初期救護、帰宅困難者対策等について、事業所間の連携を図る。
- (2) 統括防火管理者は、防火対象物全体の被害状況を把握し、各地区隊の防火管理者に周知するとともに、必要な措置を行わせる。
- (3) 各事業所の防火管理者は、当該地区の被害状況を統括防火管理者に報告する。
- (4) 本部隊は、災害の最も大きいところを優先し、活動する。
- (5) 本部隊の避難誘導班員は、自衛消防隊長の判断により避難が必要と判断された場合は、地区隊の避難誘導班員と協力し、指定緊急避難場所である 小樽市民会館 に誘導するものとする（別図2）。  
また、避難を実施する場合は、原則徒歩とする。

コメントの追加 [s15]: 近くの指定緊急避難場所または指定避難所を記載してください。

#### 第3節 地震後の報告

##### （地震後の報告）

第20条 各事業所の防火管理者は、被害の状況並びに建築物、建築物に付随する施設物（看板、装飾塔等）及び火気設備器具等を点検し、その結果を統括防火管理者に報告する。

### 第5章 防災教育及び自衛消防訓練

#### （防災教育及び訓練）

第21条 教育及び訓練は、次によるものとする。

- (1) 防災教育
  - ア 統括防火管理者は、防火管理業務に従事する者に対して、防火管理業務に必要な知識技術を高めるための教育を4月に行う。
  - イ 従業員に対する教育は、各事業所の消防計画に定めるところによる。
- (2) 防災教育の内容
  - ア 全体についての防火管理に係る消防計画の内容周知
  - イ 各事業所の権原の範囲とその責務等
  - ウ 自衛消防隊の編成とその任務
  - エ 消防用設備等の機能及び取扱要領
  - オ 廊下、階段、避難口、防護区画等の避難施設の維持管理
  - カ 火災、地震その他の災害が発生した場合の自衛消防活動に関する事項
  - キ その他火災予防上必要な事項
- (3) 自衛消防訓練
  - ア 統括防火管理者は、全ての事業所が参加する消火、通報及び避難の訓練を4月に実施する。
  - イ 各事業所の訓練は、各事業所の消防計画に定めるところによる。
- (4) 自衛消防訓練の内容
  - ア 自衛消防訓練は、自衛消防本部隊と地区隊が一体となって、実施する。

コメントの追加 [s16]: 教育を実施する月を記載若しくは「年に1回」などと記載してください。

コメントの追加 [s17]: 訓練を実施する月を記載若しくは「年に1回」などと記載してください。

イ 統括防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合は、「自衛消防訓練通知書」によりあらかじめ小樽市消防長に通報する。

ウ 統括防火管理者は自衛消防訓練の実施結果について、訓練内容をチェックし、その結果を講評するとともに、指導事項については次回の訓練に反映させる。

(5) 防災教育及び訓練の記録

統括防火管理者は、防災教育及び自衛消防訓練の結果を記録し、保管するものとする。

## 第6章 全体についての防火管理業務の一部委託

### (全体についての防火管理業務の一部委託)

第22条 防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務の一部を別表3のとおり委託する。

2 防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務の一部を受託した者は、防火管理業務の実施状況について、定期的に統括防火管理者に報告する。

### 附則

この計画は、令和〇年〇月〇〇日から施行する。

**コメントの追加 [s18]:** 防火管理業務を一部委託している場合のみ。  
委託をしていなければ、削除してください。  
防火管理業務の一部委託とは～常駐、遠隔移報方式などによる現場確認、初期消火、避難誘導、通報などを警備会社などに委託することです。  
なお、防犯のための監視などは、防火管理業務の一部委託には該当しません。

別表1（第3条関係） 管理権原者の権原の範囲

所有者住所・氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)		所有部分	
住所：小樽市花園2-12-1 氏名：株式会社樽消 代表取締役 小樽 太郎		〇〇ビル	
住所： 氏名：			
住所： 氏名：			
番号	管理権原者住所・氏名 (法人の場合は、主たる事業所の所在地、名称及び代表者氏名)	管理の区分 (所有・管理・占有)	権原の及ぶ範囲 (テナント名等)
1	住所：小樽市花園2-12-1 氏名：株式会社樽消 代表取締役 小樽 太郎	所有	株式会社樽消
2	住所：小樽市花園6-12-1 氏名：株式会社タルショウ 代表取締役 樽本 次郎	占有	レストランタルショウ
3	住所：小樽市花園2-12-1 氏名：株式会社運河の風 代表取締役 運河 三郎	占有	民泊運河の風
4	住所： 氏名：		
5	住所： 氏名：		

コメントの追加 [s20]: 所有する建物の名称を記載してください。

コメントの追加 [s19]: 建物全体の所有者の情報を記載してください。

コメントの追加 [s21]: 各管理権原の情報を記載してください。

別表2 (第13条関係)

自衛消防隊の編成と任務 (本部隊)

自衛消防隊長 _____ <b>統括防火管理者</b> (自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。)		
隊長の代行者兼副隊長 _____ <b>株式会社樽消副社長</b> (隊長を補佐し、隊長が不在時は、その任務を代行する。)		
本部隊の編成 (平常時)		平常時の任務
指揮班	<b>株式会社樽消責任者</b> <b>レストランタルショウ</b> <b>責任者</b> <b>民泊運河の風責任者</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 隊長、副隊長の補佐</li> <li>2 自衛消防本部の設置</li> <li>3 地区隊への命令の伝達並びに情報の収集</li> <li>4 消防隊への情報の提供並びに災害現場への誘導</li> <li>5 その他指揮統制上必要な事項</li> </ol>
通報連絡班	<b>株式会社樽消受付担当者</b> <b>レストランタルショウ</b> <b>ホールマネージャー</b> <b>民泊運河の風フロントス</b> <b>タッフ</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防機関への通報並びに通報の確認</li> <li>2 館内への非常通報並びに指示命令の伝達</li> <li>3 関係者への連絡 (緊急連絡一覧表による。)</li> </ol>
初期消火班	<b>各事業所火元責任者</b> _____ _____	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 出火階に直行し、消火器、屋内消火栓等による消火作業に従事</li> <li>2 地区隊が行う消火作業への指揮指導</li> <li>3 消防隊との連携及び補佐</li> <li>4 ロープ等による警戒区域の設定</li> </ol>
避難誘導班	<b>株式会社樽消業務課長</b> <b>レストランタルショウ受</b> <b>付係</b> <b>民泊運河の風フロントス</b> <b>タッフ</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 出火階並びに上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達</li> <li>2 非常口の開放並びに開放の確認</li> <li>3 避難上障害となる物品の除去</li> <li>4 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告</li> </ol>
安全防護班	<b>株式会社樽消広報課長</b> <b>レストランタルショウ厨</b> <b>房スタッフ</b> <b>民泊運河の風フロントス</b> <b>タッフ</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖</li> <li>2 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止</li> <li>3 エレベーター、エスカレーターの非常時の措置</li> </ol>

コメントの追加 [s22]: 役職のみの記載とすることで、人事異動などに伴う変更が不要となります。各班は、兼任でも構いません。

応急救護班	株式会社樽消受付担当者 レストランタルショウ受付係 民泊運河の風フロントス タップ	1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急処置 3 救急隊との連携、情報の提供
-------	--	---

※ 地区隊の編成は、各事業所の消防計画による。

別表3 (第22条関係) 防火対象物全体についての防火管理業務の委託状況表

令和〇年〇月〇〇日現在

コメントの追加 [s23]: 防火管理業務を一部委託している場合のみ。  
委託をしていなければ、削除してください。  
防火管理業務の一部委託とは～常駐、遠隔移報方式などによる現場確認、初期消火、避難誘導、通報などを警備会社などに委託することです。  
なお、防犯のための監視などは、防火管理業務の一部委託には該当しません。

防火対象物名称		〇〇ビル			
主要な管理権原者氏名		株式会社樽消代表取締役 小樽 太郎			
統括防火管理者氏名		小樽 花子			
受託者の氏名及び住所等 (法人の場合は、名称及び主たる事業所の所在地)		氏名 (名称)	〇〇警備会社		
		住所 (所在地)	小樽市〇〇町〇丁目〇〇号		
		担当事務所所在地	小樽市〇〇町〇丁目〇〇号 TEL 0134-〇〇-〇〇〇〇		
受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法	常駐方式	範囲	<input type="checkbox"/> 火気使用箇所の点検等監視業務 <input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 周囲の可燃物の整理 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
		方法	常駐場所		常駐人員
	巡回方式	範囲	<input type="checkbox"/> 巡回による火気使用箇所の点検等監視業務 <input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )		
		方法	巡回回数		巡回人員
	遠隔移報方式	範囲	<input checked="" type="checkbox"/> 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 <input checked="" type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input checked="" type="checkbox"/> 初期消火 <input checked="" type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )		
		方法	現場確認要員の待機場所	〇〇営業所	到着所要時間
		委託する時間帯	18:00~7:00		
				〇〇分	

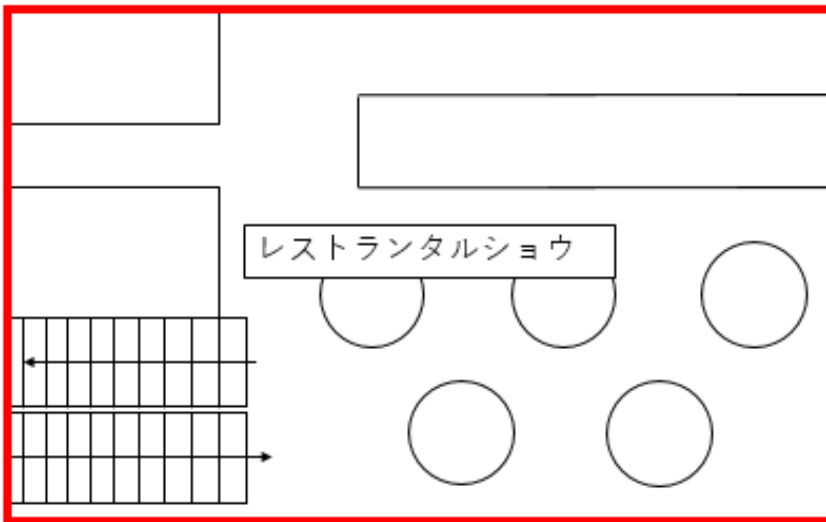
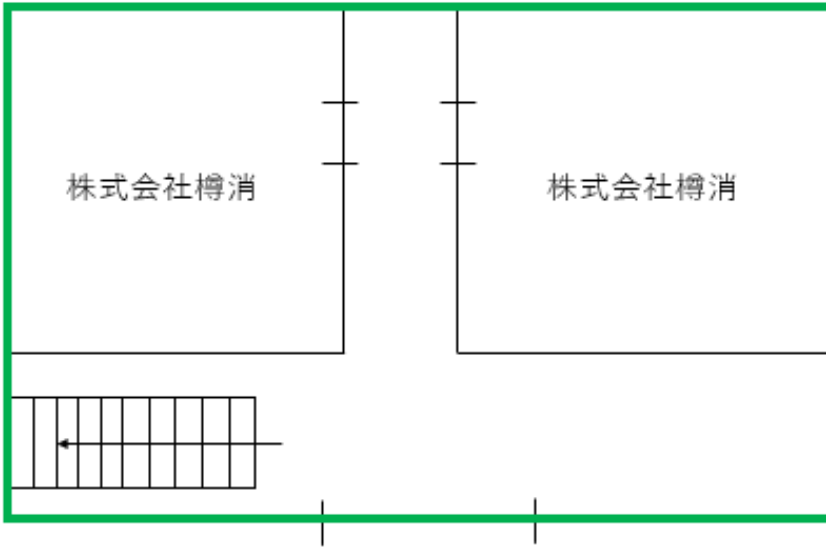
別図1 建物平面図




株式会社樽消



レストランシヨウ



 民泊運河の風

